

令和6年4月1日

保護者様

三原市立久井中学校
校長 池田 彰夫

学校感染症の出席停止における治癒証明の取り扱いについて
(お知らせ・お願い)

春分の候、保護者の皆様にはますますご清祥のこととお慶び申し上げます。日頃より本校教育推進に対しましてご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、見出しの件につきまして、三原市教育委員会からの通知により、学校感染症のうち、学校で出席停止期間を判断できる場合は、医師による治癒証明を求めなくてよいことになっています。

つきましては、インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症による出席停止の場合は、全快し登校する際に、別紙1-2、1-3の下の部分にある「インフルエンザ経過報告書(保護者記入)」、「新型コロナウイルス感染症経過報告書(保護者記入)」を切り取って提出していただきますようお願いいたします。

なお、インフルエンザ以外の学校感染症については、原則別紙1-1の下半分にある医師による「治癒証明書」を切り取って提出してください。

〈学校感染症と診断されたら〉

- 1 学校に、発症日(発熱等の症状が出た日)、診断日、診断名を電話で連絡してください。
- 2 出席停止期間は医師の指示に従って、家庭で療養してください。
- 3 インフルエンザの場合は、解熱後(解熱日翌日から)2日間の体温測定をしてください。
- 4 新型コロナウイルス感染症の場合は、解熱後(解熱日翌日から)1日間の体温測定をしてください。
- 5 全快して登校する場合、以下の書類を学校に提出してください。
インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症 → 別紙1-2、1-3「経過報告書」保護者記入
インフルエンザ以外 → 別紙1-1「治癒証明書」医師記入

(インフルエンザの出席停止基準)

「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日(幼児にあっては3日)を経過するまで」

*発症した後5日とは、発症した日(発熱等の症状が出た日)の翌日を1日目として算定します。

*解熱した後2日とは、解熱した日の翌日を第1日目として算定します。

発症した日から数えると、最短で6日間出席停止が必要となります。解熱した日によって出席停止日が延期されていきます。(裏面を参照ください。)

- 別紙様式1-1及び1-2、1-3は、ホームページ上からダウンロードできます。
- ご不明な点は、養護教諭にお尋ねください。